

総行応第228号  
平成28年6月16日

各都道府県担当部局長 殿  
(財政担当課・市町村担当課扱い)  
(復興支援員担当課扱い)

総務省地域力創造グループ  
地域自立応援課長  
(公印省略)

復興支援員推進要綱の一部改正等について（通知）

復興支援員推進要綱（平成24年1月6日付け総行人第60号）の一部について、下記のとおり、「最長5年の期間」としていた活動期間を「東日本大震災復興特別会計の設置期間中」に延長することを内容とする改正をいたしましたので、通知します。

なお、復興支援員は、制度創設以来、多くの自治体で活用いただいておりますが、今般、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定）において、平成28年度から平成32年度までが「復興・創生期間」として位置づけられ、本年度から、復興の新たなステージに応じた被災者支援が求められる中で、地域に根ざしたコミュニティが主体となる、コミュニティ再構築に向けた取組については、復興支援員制度を引き続き活用いただく一方、一般的な地域振興の取組については、地域おこし協力隊等の一般施策を積極的に活用していただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

復興支援員推進要綱（平成24年1月6日付け総行人第60号）の一部を次のように改正する。

第2（1）中「最長5年の期間」を「東日本大震災復興特別会計の設置期間中」に改める。

第3（1）中「を行う期間は、最長5年」を「は、東日本大震災復興特別会計の設置期間中に行うもの」に改める。

# 復興支援員推進要綱

平成24年1月6日（総行人第60号）制定  
平成25年3月29日（総行応第58号、総行人第9号）一部改正  
平成26年12月3日（総行応第233号）一部改正  
平成28年6月16日（総行応第228号）一部改正

## 第1 趣旨

東日本大震災では、地震や津波等による甚大な被害により、被災地域の住民が、長期間にわたる仮設住宅での生活を強いられたり、高台への集団移転を余儀なくされたりするなど、被災地域におけるコミュニティの持続可能性について懸念されている。そのため、震災からの復興にあたっては、地域に根ざしたコミュニティ主体の復興を行うことが重要であり、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援が不可欠である。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）（別添1）においても、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等を進めることとしている。

このようなことを踏まえ、総務省として、第2以下に掲げる取組の推進を図るものである。

## 第2 事業概要

被災地方自治体が、被災地域内外の人材を復興支援員として委嘱し、一定期間以上、被災地域に住み込んで住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動などの復興に伴う地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域のコミュニティ再構築を図る取組について、被災地方自治体が必要に応じて取り組むことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

### （1）復興支援員

復興支援員は、東日本大震災復興特別会計の設置期間中、被災地方自治体の委嘱を受け、被災地域や避難先地域で生活し、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動などの復興に伴う地域協力活動に従事する者をいう。

### （2）被災地方自治体

地方自治体は、設置要綱等を策定した上で広報・募集等を行い、復興支援員とする者を決定し、当該者を復興支援員として委嘱し復興に伴う地域協力活動に従事させる。また、事業実施にあたっては、全国的な地域づくり推進組織、NPO法人や大

学等と連携することが望ましい。

### (3) 総務省

総務省は、復興支援員の推進に取り組む被災地方自治体に対して、必要な財政上の支援を行う(別添2)ほか、先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方自治体への情報提供等を行う。

## 第3 対象

### (1) 「復興支援員」

この要綱における「復興支援員」とは、以下に該当する者をいう。

- ① 被災地方自治体が定める復興計画や復興計画に基づく要綱等に根拠を持つものとして設置されるものであること。
- ② 被災地方自治体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、復興に伴う地域協力活動に従事する者であること。
- ③ 復興に伴う地域協力活動は、東日本大震災復興特別会計の設置期間中に行うものであること。

なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

### (2) 被災地方自治体

この要綱における「被災地方自治体」とは、以下に該当する地方自治体をいう。

- ① 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第2項に定める「特定被災地方公共団体」である都道府県。
- ② 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)第1条に定める「特定被災地方公共団体」である市町村及び同令第2条に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の市町村。

### (3) 「復興に伴う地域協力活動」

この要綱における「復興に伴う地域協力活動」とは、復興に係る地域力の再生・維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、被災地方自治体が自主的な判断で決定するものである。

### (復興に伴う地域協力活動の例)

#### ○住民の生活支援

- ・生活・居住環境の向上、行政手続き等に関する説明等

○住民の見守りやケア（当該活動と一体として行う相談業務を含む。）

- ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等
- ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整

○地域おこしの支援

- ・地域行事、伝統芸能等コミュニティの活動再開及び活動の応援等
- ・都市との交流事業実施の応援等
- ・地場製品の販売その他地産地消の推進のための取組の応援等

○農林水産業への従事等

#### 第4 その他事業推進にあたっての留意事項

(1) 被災地方自治体は、復興支援員の活動が円滑に実施されるよう、複数人の受け入れを同時に行うことが望ましい。

(2) 被災地方自治体は、復興支援員の意向を尊重し、関係する各機関や住民等とも必要な調整等を行ったうえ、あらかじめ復興に伴う地域協力活動の年間プログラムを作成し、復興に伴う地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任をもって復興支援員を受け入れること。また、復興支援員の活動が円滑に実施されるよう、研修の実施、地域との交流の機会の確保など必要な配慮を行うこと。

(3) 復興支援員は、被災地方自治体が自主的・主体的に取り組むものであり、総務省はその取組実績を事後的に調査のうえ財政上の支援措置を講じるものであること。したがって、国に対する事前の申請等の特段の行為を要しないものであること。

「東日本大震災からの復興の基本方針（抄）」

（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）

5 復興施策

（1）災害に強い地域づくり

⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等

（ii）被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、集落での地域おこし活動に幅広く従事する復興支援員の配置等及びまちづくり等に関する各種専門職の被災地への派遣や人材の確保・データベース化を進める。

## 「復興支援員」の推進に向けた財政措置について

被災地方自治体が、「復興支援員推進要綱」に基づき復興支援員の活用に取り組む場合の財政支援については、復興支援員 1 人あたり報償費等 2 0 0 万円程度及び所要の活動経費の特別交付税措置を講じることとしている。

## 【必要経費の例】

## ○復興支援員の募集等に要する経費

- ・都市部における募集・PR 経費
- ・職員旅費 等

## ○復興支援員の活動に要する経費

- ・報償費等
- ・住居、活動用車両の借上費
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・復興支援員の研修受講に要する経費
- ・復興支援員が出席するシンポジウムの開催経費
- ・ノートパソコンの購入費用
- ・トイレ設置改修費用
- ・生活必需品の備品購入
- ・地域 PR 活動旅費
- ・草刈り機の購入
- ・社会保険料
- ・傷害保険料
- ・地域住民との交流や地域おこしに資するワークショップやイベント経費
- ・外部アドバイザーの招へいに係る経費 等